## 令和7年度 福岡県嘉穂・鞍手保健所の重点事業と取組み

課名	令和7年度の重点事業	取組みの概要
総務企画課	<b>&lt;企画指導係&gt;</b> 1 地域医療構想調整会議	1 従来から保健医療計画を策定し、医療機関の機能分担の推進に取り組んでいたが、高齢化の進展により求められる医療介護サービスの提供体制の変化に対応すべく、団塊の世代の方々が全て 75 歳以上となる 2025 年に向けて医療提供体制の充実を図るため、平成 29 (2017) 年に地域医療構想が策定されたところである。今年度は地域医療構想調整会議において、これまで共有した現状及び課題をもとに対応方針等を協議する。
	2 医療機能情報提供制度推進	2 かかりつけ医機能が発揮される制度整備のため、医療機能報告制度が刷新され、かかりつけ医機能の報告が求められることになった。医療機関が医療機能報告を定期的に遅滞なく行うよう、立入検査等など機会をとらえながら随時報告を促す。
	<b>&lt;健康増進係&gt;</b> 1 生活習慣病重症化予防対策 事業	1 糖尿病等生活習慣病重症化予防のために、飯塚、直方鞍手それぞれの地域で、市町・医師会や医療機関と連携し、効果的な 受診勧奨や個別指導ができるよう体制整備を図る。 また、生活習慣病重症化予防対策連携会議や地域・職域連携会議において、地域課題の共有を図り、保険者や職域も含めた 地域全体の取組を推進する。
	2 地域在宅医療推進事業	2 誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備を目指し、当所に「地域在宅医療支援センター」を設置し、相談・支援を 行うとともに、医療機関や市町、地域包括支援センター等と連携を図り、地域全体で在宅医療を支援する体制づくりに取り組 んでいるところである。 市町が実施主体の「在宅医療・介護連携推進事業」において、直方鞍手地域の取組が推進されるよう重点的に支援する。 また、昨年度から「在宅医療に必要な連携を担う拠点」となった医師会と連携し、在宅医療・介護連携体制の構築に努める。
健康増進課	<b>&lt;精神保健係&gt;</b> 1 自殺対策事業	1 福岡県における令和 6 年の自殺者数は 853 人で、ピーク時の平成 10 年の 1,369 人と比べて、約 38%減少したが、全国と同様に令和 2 年以降は増加傾向にある。特に子ども・若者や女性の増加が顕著となっており、福岡県の第 2 期自殺対策計画でも、取り組みを充実させることとしている。このような背景を受け、子どもや若者に関わる学校関係者等との意見交換の機会を設け、現場の状況を把握する必要がある。また、若年者対象の研修を行うことで、周囲の者のサインに気づき、必要な機関につなげられるよう支援していくことが必要である。当所においては、管内の大学等、若者へのゲートキーパー養成研修を行うことで、基本的な知識を学び、周囲の者の自殺のサインに気づき、対応できる人(ゲートキーパー)を増やす。また、引き続き、学校関係者等を含む関係機関と会議等で情報交換を行うことで、継続的な連携と対策の強化に取り組んでいく。その他、令和 6 年度からの取り組みである自殺未遂者支援実務者会議を開催することで、関係者の課題を共有し、課題解決に向け協議を行っていく。

課名	令和7年度の重点事業	取組みの概要
保健衛生課	<b>&lt;食品衛生係&gt;</b> 1 HACCP の推進	1 平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い原則すべての事業者にHACCPが義務付けられた。 食品の営業許可業者については、許可の更新に際し、施設調査を行うとともに衛生管理計画や実施記録等の確認を行っている。許可の更新年数は5年から10年であるため、今年度も引き続き現場でHACCPの実施状況を確認するとともに、HACCPが円滑に機能していない事業者に対し必要な指導を行っていく。
	2 カンピロバクター食中毒対策の推進	2 カンピロバクター食中毒は、わが国で発生している細菌性食中毒の中で発生件数が最も多い食中毒であり、近年、県内でも発生事例が多発している。令和6年度、管内では5件の食中毒事例が発生し、うち3件がカンピロバクター食中毒であった。カンピロバクター食中毒では、鶏肉の生食が関連している事例が多く見られるため、「カンピロバクター食中毒対策の推進について」(平成29年3月31日付け生食監発0331第3号、消食表第193号)に基づき、関係事業者(食肉処理業者、食肉販売業者、飲食店営業者等)へ、加熱用表示の徹底、加熱用鶏肉の生又は加熱不十分な状態での提供の中止等の必要な指導を行うとともに、一般消費者へ、鶏肉の生食を避けること及び十分に加熱して食べること等について周知を行う。
	<b>&lt;生活衛生係&gt;</b> 1 浴場施設の立入調査	1 レジオネラ症は死に至る危険性がある感染症であり、旅館業法及び公衆浴場法許可施設の浴場からレジオネラ症の感染を発生させないよう、定期的に十分な監視指導を行う必要がある。 浴場施設における適正な衛生管理の徹底のため、管内の公衆浴場法許可全施設及び循環式浴槽を有する旅館業許可施設を年1回程度立入検査し、必要な指導を行う。
	2 大型犬の適正な飼養管理の 徹底	2 近年、大型犬の逸走事例が全国的に発生しており (R7 (沖縄県、福岡市))、大型犬や危険犬種 (闘犬) の不適切な飼育管理が問題視されている。また、県内でも過去に大型犬による死亡事故が起きており (H19 (筑紫)、H20 (遠賀)、H21 (筑紫))、人命への危害の発生防止並びに周辺住民への迷惑防止の観点から、大型犬等の所有者に対して、飼養実態を調査し、適正な管理について必要な指導を行う。
	<b>&lt;感染症係&gt;</b> 1 結核対策	1 日本の結核患者数は年々減少しており、令和3年の罹患率が「9.2」となり、世界保健機関(WHO)による低まん延国の水準である罹患率「10」を初めて下回り、低まん延国の仲間入りを果たした。令和5年の罹患率も「8.1」で低まん延国の水準を維持しているが、米国等の他の先進国と比較すると未だに罹患率は高い状況にあり、近年の傾向として結核患者の高齢化や若年層の外国出生者の結核患者の増加が挙げられている。管内でも同様な傾向であることから医療機関や高齢者施設などの関係機関と連携し、患者が発生した場合の疫学調査、接触者健診、治療完遂のための服薬支援の徹底など引き続き着実な結核対策に取り組んでいく。
	2 新型インフルエンザ等対策 訓練	2 令和元年からの新型コロナウイルス感染症の対応については、保健所は感染対策の中核的な機関として対応してきたが、令和4年6月の「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」で感染症を対象とした健康危機に関する実践的な訓練が必ずしも十分に行われておらず実際に円滑に進まなかった等が指摘された。健康危機発生時に効果的に対応するためには平時からの計画的な取り組みが重要なことから新型コロナウイルス感染症の対応の教訓を基に、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生を想定した実践的な訓練を実施し、人材育成や関係機関との連携を図る。